



# 佐賀県公報

平成17年  
1月17日  
(月曜日)  
第 12556号

● 佐賀県告示第十三号

佐賀県屋外広告物条例に基づく広告物禁止区域等の指定（昭和五十八年佐賀県告示第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

平成十七年一月十七日

佐賀県知事 古川 康

第一号の表中

- 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定
- 佐賀県屋外広告物条例に基づく広告物禁止区域等の指定の一部改定
- 道路の供用開始

(一二・障害福祉課) 一

(一四・道路課) 三

(県民協働課) 四

- 佐賀県告示第十二号
  - 特定非営利活動法人の設立の認証申請
- 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。
- 平成十七年一月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十六年十二月二十四日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 社会福祉法人あやめ会

三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号  
名 称 ひまわり荘  
所在地 唐津市久里二千四百四番地二  
所在地 唐津市久里二千七十三番地二

第三号の表の稻佐神社風致保安林の項中「有明町」を「白石町」に改める。  
第八号の表の一般国道の二〇二号の項中

| 特別名勝 | 特別名勝   |
|------|--------|
| 虹の松原 | 吉野ヶ里遺跡 |

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 唐津市東唐津四丁目、鏡及び浜玉町浜崎         | 神埼郡神埼町大字志波屋及び大字鶴、同郡三田川町大字田手並びに同郡東脊振村大字大曲 |
| 唐津市東唐津四丁目及び鏡並びに東松浦郡浜玉町大字浜崎 | 同郡三田川町大字田手並びに同郡東脊振村大字大曲                  |

|        |              |
|--------|--------------|
| 名護屋城跡  | 東松浦郡鎮西町大字名護屋 |
| 吉野ヶ里遺跡 | 唐津市鎮西町名護屋    |

に、を

に改める。

東松浦郡浜玉町玉島橋南側から同町県道虹の松原線との交点まで  
を

東松浦郡呼子町観音橋西側から同町大字殿ノ浦町道見返橋線との交点まで

号の項中

唐津市県道山崎西相知停車場線との交点から同市県道相知唐津浜玉線との交点まで

東松浦郡相知町県道山崎西相知停車場線との交点から同町県道相知唐津浜玉線との交点まで

唐津市立北波多中学校前から同市まで  
道徳須恵上平野線との交点まで

東松浦郡北波多村村立北波多中学校並  
から同村村道徳須恵上平野線との交点  
まで

唐津市玉島橋南側から同市県道虹の松原線との交点まで

を

七

を

に

に改め、同表の一般国道の一〇四

に改め、同表の一般国道の一〇三

坊主町海水浴場線 起点から唐津市坊主町県道妙見満島線との交点まで

を

唐津市市道松原入口線との交点から終点まで

東松浦郡浜玉町町道松原入口線との交点から終点まで

唐津市市道相知中央線との交点から同市相知町相知字浜白市道緑山線との交点まで

東松浦郡相知町町道相知中央線との交点から同町大字相知字浜白町道緑山線との交点まで

の頂中  
一  
杵島郡白石町県道武雄福富線との交点  
から同町廻里江橋北側まで

杵島郡白石町県道武雄福富線との交点  
から同郡有明町廻里江橋北側まで

唐津市観音橋西側から同市呼子町殿ノ浦市道見返橋線との交点まで

に改め、同表の県道の平山相知線

起点から東松浦郡鎮西町大字岩野県道呼子唐津線との交点まで

を

の項中

唐津市県道鎮西唐津線との交点から終点まで

に改め、同表の県道の鎮西唐津線

の項中

起点から唐津市鎮西町岩野県道鎮西唐津線との交点まで

起点から東松浦郡鎮西町大字岩野県道  
鎮西唐津線との交点まで

同号のハの表の県道の唐津呼子線の項由

|   |        |                               |
|---|--------|-------------------------------|
|   | 中牟田御神松 | 起点から鹿島市大字高津原国道二一〇七号バイパスとの交点まで |
| 線 |        |                               |

に改め、

|       |   |                               |
|-------|---|-------------------------------|
| 相知町道  |   | 〃                             |
| 相知中央線 | 線 | 中牟田御神松                        |
| 全区間   |   | 起点から鹿島市大字高津原国道二一〇七号バイパスとの交点まで |

を

起点から唐津市坊主町県道妙見満島線  
との交点まで

1

|        |       |  |
|--------|-------|--|
| 唐津市道   |       | 〃  |
| 東唐津久里線 | 虹の松原線 | 唐津市東唐津四丁目市道東唐津支線との交点から東松浦郡浜玉町町道松原入口線との交点まで |
| 全区間    |       |  |

起点から唐津市鎮西町岩野県道呼子唐津線との交点まで

に改め、同表由

○佐賀県告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年一月十七日から平成十七年二月十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供

する

|       |                                  |               |
|-------|----------------------------------|---------------|
| 三田川町道 | 相知町道                             | 三田川町道         |
| 駅北線   | 緑山線                              | 吉野ヶ里公園<br>駅北線 |
| 全区間   | 起点から東松浦郡大字相知字浜白県道<br>平山相知線との交点まで | 全区間           |

に改める

平成17年1月17日(月)

報 公 県 賀 佐

平成十七年一月十七日

佐賀県知事 古川 康

| 路線名          | 供用開始の区間   | 供用開始の期日   |
|--------------|---|-----------|
| 県道<br>伊万里有田線 | 西松浦郡西有田町大字大木字川口母111大田<br>番1地先から<br>西松浦郡西有田町大字大木字煙筒母50○六番<br>一地先まで | 平成17・1・17 |

## ○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年2月28日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年1月17日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成16年12月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人優和会いこいの家

(2) 代表者の氏名 永田 宏信

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県多久市東多久町大字別府3286番地17

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者、社会的弱者に対して、痴呆や障害がある住み慣れた環境の中で、いつまでも安心して生き甲斐のある自分らしく生活を送れるよう高齢者介護親族等の要望に沿った生活支援活動に関する事業を行ひ、福祉の増進に寄与することを目的とする。